

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	令和4年8月29日～令和4年12月20日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	AIAI NURASERY 本八幡 アイアイ ナーサリー モトヤワタ		
所 在 地	〒272-0021 千葉県市川市八幡3丁目9-21		
交通手段	JR総武線本八幡駅より徒歩6分 京成本線八幡駅より徒歩7分 都営新宿線本八幡駅より徒歩5分		
電 話	047-321-4770	FAX	047-321-4773
ホームページ	https://nursery.aiai-cc.co.jp/facility/		
経 営 法 人	AIAI Child Care株式会社		
開設年月日	2019/4/1		
併設しているサービス	延長保育事業（18時31分～19時30分まで）		

(2) サービス内容

対象地域	千葉県市川市								
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	4	8	8	10	10	10	50		
敷地面積	309.37㎡			保育面積		181.45㎡			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育		延長保育 ○		夜間保育		
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援		
健康管理	嘱託医による内科健診（年2回）歯科検診（年2回） 尿検査（年1回）蟻虫検査（年1回）身体測定（毎月1回）								
食 事	業者委託献立による自園調理								
利用時間	7:30～19:30								
休 日	日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）								
地域との交流	保育体験会・子育て相談会の開催/地域小学校との接続連携								
保護者会活動	なし								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		11	6	17
専門職員数	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	栄養士	
	13		3	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	みなし保育士			
	1			

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市川市こども政策部 こども施設入園課	
申請窓口開設時間	平日9:00~17:00	
申請時注意事項	『市川市保育施設入所に係る申し込み手続きについて』による	
サービス決定までの時間	4月入園（1次45日、2次10日）/5月～3月入園（8～10日）	
入所相談	施設見学を実施（随時）	
利用料金	市川市の規定に準ずる	
食事料金	利用料金に含む（0歳児～3歳児）副食費4500円/月額	
苦情対応	窓口設置	あり
	第三者委員の設置	あり

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>『一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること』を保育理念とし、「子ども達が現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎」として周りの人と関係を築く子、周りの人の力になれる子、周りの人に応援される子の3つの子ども像を保育方針として掲げています。</p>
<p>特 徴</p>	<p>AIAI NURSERYでは、一人ひとりの子どもに合わせた保育「個別最適化」と「幼児教育」の2本の柱に力をいれ保育の質の向上をめざします。子どもの発達段階に合わせ保育を個別化し、興味・関心に合わせて保育の個別化、遊びの個性化を行います。また就学前の思考教育にも力を入れています。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>「もう一つの家」をコンセプトに、シンプルなデザインと落ち着いた家庭的な雰囲気の中、子どもたちに様々な体験を通しての学びの場を提供していきます。子どもたちが安心して遊び込み、活動を主体的に展開できる保育環境があります。AIAI NURSERYでは数量・図形を中心とした段階的な個別の思考能力により考える力を育むための学習プログラム、モンテッソーリ教育の理念に基づくスイス発の英語学習プログラム、身体を動かすことで、健康な心身を育て、安全な生活を送るための習慣を養う体操プログラムも提供しています。連絡帳アプリやオムツのサブスクリプションなど保護者の負担を軽減するようなサービスも多く提供させて頂いております。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
子ども一人ひとりにあわせた丁寧な保育に一丸となって取り組んでいる
「一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造する」という園の保育理念を実現するため、子ども一人ひとりにあわせた丁寧な保育を追求している。園でのプログラムも遊びの一部であるという考えのもと、子どもが笑顔で楽しみながら様々なことを習得し、「もっとやってみたい」という気持ちの芽生えから、興味や関心を広げていけるような保育を展開している。また、人格形成のベースとして、乳児期の保育者との深い愛着関係による信頼感の醸成、幼児期は他者への信頼感を基盤として、友だちとの良好な関係構築や主体性・社会性の基礎を大きく開花できるような保育を重視している。また、1日の中で子どもが自由に主体的に遊べる時間を確保しており、幼児はままごとコーナーや製作コーナー、絵本コーナー、ブロックコーナーなど、各コーナーを設定することで、個々の興味や関心に応じて遊びこめる環境をつくり、それぞれの遊びが独立することなく、保育士が遊びや関心を広げられるような働きかけを行う工夫を行っている。子どもへの声掛けについても、子どもから言葉を引き出せるように問いかけるような声掛けを基本とし、指導的な声掛けにならないように配慮した保育を園の共通認識としている。
人材育成のための研修制度が充実している
法人の経営理念として「夢に向かって成長しつづけよう」を掲げ、施設長を対象とした目標会議があるほか、個人別のキャリアアップ研修や階層別研修などのほかに、新任の保育士に対して教育担当者による定期ミーティングも用意されており、職員一人ひとりが夢の実現に向けて成長することに取り組んでいる。保育理念をもとにした行動レベルでの保育の質の向上に向けた毎月の振り返りがあるほか、目標に対して取り組みを振り返る面談を3か月ごとに実施している。また、PIQ選抜メンバーが習得した専門性を各施設で伝達することで、グループ園全体の質の向上が図られている。
アクティブラーニングの取り組み
子ども達が遊びや生活を通しての学びを経験できるよう、身体機能の向上及び人間力の育成を達成するための運動プログラムを実施しているほか、映像講座プログラムとして専門講師による英語との触れあいの時間も日常の保育に取り入れている。また、就学前能動的学習の取り組みとして、楽しみながら学べるIQ(いっきゅう)パズルという教材を用意して、数量や図形・標識・文字などへの関心・感覚を身につける取り組みを行っている。子どもの成長・発達に合わせて、幼少期からの経験・体験を充実させることで、「生きる力と考える力」の基礎を培うことが出来るように力を入れて取り組んでいる。
子どもが健康を維持し快適に過ごせるように衛生面の管理に力を入れて取り組んでいる
室内は、マニュアルに従い各部屋の室温や湿度の設定を行い、加湿器、空気清浄機、エアコンの使用や定期的な換気などにより快適に過ごせるようにしている。冬季は全保育室に完備された床暖房も活用し、湿度を維持しながら、適切な室温を維持できるように配慮している。保育室及び共用部は次亜塩素酸消毒液を使用して毎日消毒作業を行い、子どもたちが使う玩具、とりわけ乳児に関しては口に入れても大丈夫なように毎日消毒し、十分な衛生管理を行っている。子どもの手洗いに関しては、30秒の手洗いを指導し、使い捨てのペーパータオルを使用することで、衛生面と健康面に配慮した保育環境となっている。食事の際や、遊んだ後の手洗いうがい等に関しても徹底した指導がなされており、園での生活を通じて健康を維持するための習慣が、自然と身につくような取り組みを行っている。
様々な季節行事等の実施により子どもの可能性を引き出す取り組みが目指されている
子どもたちが園での生活を通じて、日本の伝統文化や季節行事などに触れ、お友だちとともに様々な体験をすることで、子どもの可能性を引き出し、情緒豊かな感性を育むことが目指されている。七夕やクリスマス・節分・ひな祭りなど、季節感の感じられる伝統行事等を行う際には、子どもたちに行事の由来や意味などを丁寧に説明し、関心を深めることに取り組んでいる。食育の取り組みにおいても、夏野菜の栽培や収穫・調理などに加え、各種行事食の実施・お誕生日会での手作りケーキの提供などを行い、子どもが楽しみながら関心を深めることに取り組んでいる。また、夏祭りや運動会、発表会など、保護者が参加できる行事も複数設定することで、子どもたちの成長を、保護者と共に共感し喜び合えるような保育を展開している。今年度は運動会を系列園と合同で、近隣小学校の体育館を借用して実施する取り組みも行った。広々とした環境で、多くの保護者に見守られながら、成長した姿を見せられることで、子どもも保護者も皆が喜びを実感できる取り組みとなっている。

さらに取り組みが望まれるところ

地域との連携を強化し子どもの可能性を広げる取り組みが期待される

地域の子育て世帯の方が幅広く参加できる「保育体験・子育て相談会」を定期的で開催し、ふれあい遊びや製作活動を通じて園の設備や特徴的な保育を体験したり、子育てに関する悩みへの相談に応じることで、地域における子育て支援を行っている。日常的な地域との関わりとしては、お散歩時に近隣住民の方々と挨拶を交わしたりするほか、年長児が近隣小学校に行ったり、1年生とお手紙の交換をするなど、積極的に小学校と連携を図っている。また、年長児において、公共交通機関等を利用した卒園遠足を実施しており、子どもたちが行きたい場所を話しあいの中で決め、お友だちとの思い出作りと、社会体験の機会としている。新型コロナの終息後を見据え、園では既に実施している近隣の小規模保育所との交流を一層活発化し、子どもたちの交流や体験の幅を広げる取り組みの検討を行う方向性であるとのことである。更なる地域との連携強化により、子どもの可能性を一層広げていける取り組みが期待される。

保護者との更なる連携強化に向けた取り組みが待たれる

子どもの成長記録を保護者と共有する「AIILレポート」の定期的な配付や、アプリのチャット機能を活用した日々の連絡、各種お便りの発行、ブログによる園での取組情報の発信等を通じて、保護者連携した保育の実践が目指されている。また、保育参加や懇談会、個人面談なども、定期的で開催しており、園の取り組みを保護者に開示し、連携を強化する仕組みが構築されている。しかしながら、保護者アンケートの中で「園と家庭の連携」や「保育園に相談しやすいか」などの項目において更なる希望があることから、保護者との信頼関係の構築のためにも、各種企画の目的設定の見直しや、相談窓口の周知方法の工夫を行うなど、お互い構えることなく気軽に相談できる仕組みづくりに向けた取り組みが期待される。

理念の実現に向けた職員の意識の統一が図られることが望まれる

理念や方針への理解を深め、組織として職員が連携することは、安定的に質の高い保育を提供し続けていく上では不可欠であると職員全体が認識しており、理念を実際の保育に行動として活かすための取り組みとして定期的に理念に関する研修を実施している。さらには行動において同一の目標と方向性を持つことが求められることから、「相談、連絡、報告」を、非常勤職員を含めて徹底していくことを目標としている。専門職としての意識を高めていくことも理念・方針に対する職員の理解を深めることに連動することから、今後の更なる取り組みが期待される。

(評価を受けて、受審事業者の取組み)

当園の地域では待機児童がほぼなくなり、これからは選ばれる保育園を目指していきたいと考えています。そのためには保育の質を上げることが大前提です。職員一人一人の専門性と倫理性を向上し、それを有したチームを作ることが必至と考えます。園内外の研修や勉強会への積極的な参加等、職員の育成を計画性を持って取り組みます。また今回の評価を受けて、保護者の子育てを気軽にサポートできる仕組みづくりを企画・実施し、その活動が地域の子育て家庭にも広がるよう努めて参ります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する教育及び保育の標準化のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
	22 身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。			4	0	
	23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。			6	0	
	24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。			6	0	
	25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。			4	0	
	26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。			3	0	
	27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。			4	0	
	子どもの健康支援		28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0	
			29 食育の推進に努めている。	5	0	
	5 安全管理	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0		
		31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0		
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。		5	0			
6 地域	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0			
計				136	0	

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■ 理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。 <p>(評価コメント) 理念・方針は事業計画・入園案内・配付リーフレット・ホームページなどに明記しており、経営理念のもと行動指針や社訓、保育理念からも目指す方向や使命が読み取れる内容となっている。向上目標・育成目標には人権擁護や自立支援の精神が盛り込まれている。保育理念として「一人でも多くの子どもが、人間が生まれながれらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造すること」と掲げ、子ども達を「未来の力」と位置づけ、将来社会に貢献し活躍できる存在となる為に、「周りの人と関係を築く・周りの人の力になれる・周りの人に応援される」を保育方針とし取り組んでいる。子どもにとってもう一つの家になるように、子ども一人ひとりの要求に耳を傾け、寄り添っていく願いが込められている。</p>
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。 <p>(評価コメント) 法人独自で作成した「社史」や「就労の心得」を全職員に配付しており、新規採用者の研修なかで理念・方針についての詳しい説明が行われている。理念や方針は、朝礼で唱和をし、言葉にすることで意識し、何かあった時には振り返れるように園のエントランスに掲示している。また、理念や方針を「理念の因数分解」という呼び方で、職員全員で言葉の意味を深掘りし、解釈を行うことを通して共有している。行動レベルとして今後の業務でどのように活かすのかを考え、実行後の振り返りを行い、理念に基づいた保育が実現できるように努めている。</p>
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。 <p>(評価コメント) 利用者への理念や保育方針の理解浸透に向けて、園見学の際にはリーフレットを使用し理念・方針の説明を行っている。入園前の全体説明会では、具体的な内容を入園案内のパンフレットや重要事項説明書を基に改めて説明し、その後に行う個人面談の中では一人ひとりの質問や疑問に丁寧に答え、周知をはかっている。園だより・ホームページ等では、日常の保育に理念や保育方針をどのような形で取り入れているかを伝えるとともに、毎日更新されているブログでは保育活動や日常の子ども達の様子を報告している。年に2回配布する「AIAIレポート」では、子ども一人ひとりに応じた保育目標に基づいて支援の方法や結果を記載することで、園の方針や取り組みを周知している。</p>
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■ 運営の透明性の確保に取り組んでいる。 <p>(評価コメント) 首都圏・大阪でグループ園を展開している法人であり、事業計画は本部で作成されたものを基に、施設長が園の状況や環境・職員の意向などを加味し現状に沿った内容のものを作成している。長期的計画や短期的計画を全職員で共通認識し、PDCAサイクルの一連の流れを繰り返し行い、保育の質の向上に努めている。また、園運営の基盤となる人材の確保・育成について取り組んでおり、職員一人ひとりに保育向上管理担当を割り振り、それぞれが責任を持って担当業務を遂行できるようにしている。</p>
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■ 方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 <p>(評価コメント) 千葉県で最多の施設運営を行っている法人であり、運営体制として本社に保育事業本部が置かれている。施設長を対象とした法人の会議(全施設・千葉エリアの月2回実施)にて、法人全体の動向を把握するほか、重要な方針が決定された際は、会議の過程や決定事項が、全職員に理解出来るよう、その都度報告・連絡を行い周知が図られている。また、円滑な園運営に向けて、本部の担当者が年に一回園を訪問し、整備すべき書類の確認、保育状況や保育環境等を、チェックリストを用いて監査している。職員が不明に思っている方針や計画についても直接説明することで職員の理解が進むように取り組んでいる。なお、職員会議はファシリテーター(施設長)が進行し、参加者の合意形成や相互理解を促進させるようにしている。</p>

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月の職員会議のほか、カンファレンス会議、リーダー会議などを行うことで、保育に対する各クラスの要望や提案を聞く機会を設けている。また、保育の様子を動画に撮りカンファレンスを行うことで自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。実行計画は施設長を含む全体で評価・反省を行い課題の改善に努めている。</p> <p>研修については個人別育成計画をもとに個々の希望に沿った研修を受けられるよう支援しているほか、市からの研修案内等のバックアップがあり、該当する職員が研修に参加している。職場の人間関係の状況の把握にも努め、働きやすい職場づくり、得意な分野を活かせるような仕組みづくりに取り組んでいる。職員の評価も一定の基準を設けて公平に行っている。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>新入職員を対象としたスタートアップ研修が実施されており、保育業務従事者として守るべき倫理及び法令遵守に関する研修等を行っている。職員には行動指針や倫理・道徳などについて記載されているマニュアル本「経験年数に応じた教科書」と手帳型の「社史」、全国保育士会倫理綱領を配布しているほか、理念や行動指針を含めた文章を施設内に掲示し、日常的に確認できるようにしている。また、人権擁護のためのセルフチェックなどを実施している。法人には「コンプライアンス違反通報窓口」が設置されており、匿名でも相談できるようになっている。虐待防止やプライバシー保護・個人情報の取り扱い方についてはマニュアルを用意して、職員による不適切な対応が行われないように研修を実施し、全職員に周知徹底を図っている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人で人事方針を策定し、キャリアパスフレーム(職能等級表)や共通基礎課程という人材育成の計画が明確にされており、eラーニングで受講する事になっている。ほかにもそれぞれのキャリアにあわせた研修制度が充実している。人事考課については職員面談の際に、自己評価の内容と園の評価の差異を職員が納得のいくように丁寧に説明することで、職員に対して説明責任を果たしている。職員の異動・配置等については、本人の意向を調査したうえで、本部が計画的に進める体制となっている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員の人事管理や給与計算は、本社経営管理課が主管して、各保育所の事務的な負担を軽減している。勤務体制はシフト制となっているほか、勤務状況については施設長が毎月法人労務課へ報告している。時間外勤務などが多く、気になる職員には抱えている仕事をヒアリングし、事務時間の確保等を行っている。有給休暇の取得については職員の希望日でまんべんなく消化できるよう努めており、職員配置に問題がないことを確認して施設長が承認している。また、働きやすさや働きがいについて相談しやすい環境づくりを心がけており、3か月に1度施設長と全職員の1On1ミーティングを実施している。新卒の職員には専属の先輩職員を共育係として配置し、相談しやすい環境で定期的に面談を行っている。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直ししている。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員一人ひとりにキャリアアップのための個人別育成計画が作成されており、それを基に年度単位の研修計画が立てられ、研修に参加しスキルアップを図る機会が設けられている。さらに、法人で必要と考えるスキルが身につくよう、年間で計画された内容をeラーニングで学べる環境となっている。また、保育士のスキルは、知識のほかに経験によって習得されるものが多いことから、新卒社員の一人ひとりに対して先輩社員を専任の教育担当者として位置づけ、きめ細かく指導・育成する環境を整備している。定期的なミーティング(1on1)を実施しながら仕事における問題解決のサポートだけでなく、仕事以外の相談事や悩みも共有し、社会人一年目のハードルを乗り越えたと共に、新卒社員・教育担当両方の成長・質の向上に繋げている。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育所保育指針に基づき、子どもたちの最善の利益に配慮した保育環境を提供することとし、職員は法の基本方針や児童権利宣言についての外部研修を受講している。日常の援助では子どもの基本的人権を尊重することを伝えるほか、子どもの気持ちに寄り添い、思いや欲求を満たすよう、施設長が現場に入って実践を通じて職員に伝えている。事例をもとに考えたりする機会を設けているほか、虐待となる行為についてマニュアルで詳しく説明している。職員は虐待チェックシートによって定期的に自身の保育について振り返りを行っている。また、家庭での虐待の疑いがある際は、八千代市子ども相談センター等の関係機関と連携しながら対応する体制が整えられている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報保護規定を定め、保護者には入園案内・重要事項説明書にて、個人情報の使用目的と保護者の同意を得ずに第三者に提供しないこと等を記述し、入園説明会の際に口頭でも説明をして同意を得ている。更に園だよりなどにも掲載する事で周知を図っている。また、ブログ等に掲載する写真についても入所時に説明を行い、必ず承諾を得るようにしている。職員に対しても、スタートアップ研修でコンプライアンス研修を行い、理解浸透に取り組んでいるほか、個人情報保護のマニュアルを事業所に置き、周知徹底が図られている。実習生やボランティアに関しても、オリエンテーション時に個人情報保護についての説明を行い承諾書の提出をして頂いている。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>保護者参加の行事後(運動会、夏祭り、卒園式等)、保育園利用全体のアンケート調査を実施しており、意見を集計して主だった意見に対する回答を伝えているほか、次年度の活動に活かしている。保護者・施設長・第三者により運営委員会を開催し、保護者の意見を取り入れ運営に活かしている。また、保護者会・保育参観では多くの保護者が参加しており、日常的な保育の取り組みを見てもらうだけでなく、子どもと一緒に活動する保育参加の機会にもなっている。日頃から保護者とのコミュニケーションを大切にしてい、登降園時には施設長も出来るだけ対応に当たり、担任以外の保育士も積極的に声をかけるよう努めている。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情解決制度を導入しており、施設長を苦情解決責任者、主任保育士・各担任保育士を苦情受付担当者とし、公平な立場による判断と個々のケースに配慮した適切な対応が取れるよう第三者委員も設置している。周知については、入園案内・重要事項説明書への掲載、玄関での掲示、入園説明会の際には口頭にて丁寧な説明がなされている。また、本部に相談窓口を設け、保護者がいつでも連絡できるよう法人宛の葉書の配付も行われている。苦情が発生した際は、法人のグループネットワークを通じて共有を図り、改善に向けて対して全職員に周知して対応を行っている。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>提供している保育が、より質の高いものになるようにするために年に2回の自己評価シートを実施するほか、法人内監査での評価を行い、課題となる部分については改善に努めている。また、保育理念をもとに行動レベルでの保育の質の向上計画の毎月の振り返りと目標に対しての取り組みを振り返る面談を3か月ごとに実施している。第三者評価は今年度初回の受審となり現在のところ公表には至っていないが今年度の結果は公表予定である。</p>		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的実施している。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>日常の保育業務、職場のルールなどが明確に示されているマニュアルを職員全員が手に取りやすい場所に置いてあり、現場の状況や季節に合わせて必要なマニュアルは読み返し、実際の保育に不安なく当たることが出来るようにしている。日常の業務においてわからない事項があった場合にも、マニュアルに記載されている内容を確認する等の活用が図られている。園独自のルールは年度初めのオリエンテーションで読み合わせ周知し、職員の参画の下、必要に応じて、改善・追加している。また、マニュアルは法人全体で作成されるが定期的な見直しの際には、現場の声を施設長が法人に届ける方法がとられている。マニュアルの内容によっては現場の施設長等が原案を作り、グループ園全施設長から意見を出してもらって内容に反映させている。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育園体験会及び子育て相談会を定期的開催しており、法人のホームページや、開催案内のチラシを作成して市役所や近隣の保育所等に設置し、利用希望者等に情報を発信している。保育園体験会では、園の保育内容や運営方針、英語保育や体操保育、学習プログラムなどの特色をリーフレットを使って伝えているほか、ふれあい遊びや製作体験など、親子で実際に楽しめる取り組みを行っており、園での生活や子どもの成長していく姿をイメージできるような取組となっている。また、入園希望者のみならず、子育てに関する悩みや疑問を抱える方を幅広く対象とした子育て相談も併せて行い、現役の保育士等が丁寧に相談に応じる体制を整えている。園見学の情報は、保育園体験会のご案内の中に掲載して、随時受付を行うとともに、繁忙期は原則として日時を決めて受入れを行っているが、できる限り利用希望者の意向を尊重した対応を図っている。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園前説明会時には、入園案内や重要事項説明書を配付し、園の理念や保育方針・年間行事・日課など、園の取り組みや考え方などについて詳細な説明を行い、説明後に同意書に署名捺印をいただいている。入園案内などの書類は、カラー印刷により視覚的にわかりやすく構成され、連番を記載することで順を追って説明できる工夫がなされている。重要事項説明書についても、アレルギー対応を含む子どもの健康管理や給食対応、災害時の安全対策、必要書類、園の利用にあたっての留意事項など、表を効果的に活用して構成されており、初めて利用する方が理解しやすい帳票となっている。また、利用開始時には個別面接を行い、保護者の意向や要望などを丁寧に確認した上で面談表や児童票等に記録し、全職員で共有することで、子ども一人ひとりに応じた保育に活かされている。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>法人が保育所保育指針をもとにして、理念や保育目標、子どもの発達過程を踏まえた全体的な計画を作成している。園では全体的な計画をもとに、地域環境や利用家庭の状況等をふまえた年齢別の年間カリキュラム、月案、週案などを作成し、幼児会議や職員会議を通じて全職員に周知しながら、長期・短期の計画としている。年間カリキュラム、月案、週案などには、保護者支援や地域交流など、子どもを取り巻く環境因子についても幅広く位置づけられており、子どもの育ちを多くの人とともに共感し、喜びあいながら育める保育の取組が推進されている。各計画の内容は、随時開催する幼児会議や毎月開催する全体会議を通じて実践状況の検証と評価反省を行い、次月の計画に反映している。また、年度末には全体の振り返りを行うことで、年間を通じた目標の達成状況や課題点を明確にし、翌年度の計画に反映する体制を整えている。</p>		

20	<p>全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
----	--	--

(評価コメント)
 長期的な指導計画としての年間カリキュラムや短期的な指導計画として月案・週案を作成し、それぞれの計画が連動する形で、子どもの生活や発達を支援している。また、3歳未満児に関しては、成長や発達の状況に応じた個別の計画を作成し、実行している。園長が、いずれの計画も、季節の変化、子どもの成長度合いなどに配慮したねらいや内容が位置づけられているかチェックし、承認したものを運用する体制となっている。幼児会議や毎月開催する職員会議において内容の検討や評価を行い、次月・次週・翌日の保育に活かせるようにすることで、子どもたちの「未来の力」を最大限引き出せるよう取り組んでいる。障がい児については個別の計画を立案し、職員の共通認識のもとで個々の状態に応じた保育を提供している。更に、定期的に行うカンファレンスにおいて、動画で撮影した保育の様子を検証し、子どもの動きや職員の関わり方、環境面での配慮など、保育士として求められる「気づき」を促し、子どもを第一に考えた質の高い保育の提供を組織が丸となって目指している。

21	<p>子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
----	---------------------------------	--

(評価コメント)
 園では、基本的な1日の流れとして日課を設定しており、子どもが安心感と信頼感をもって見通しのある生活が送れるよう配慮している。1クラスあたりの人数が比較的少人数であることを強みとして、子ども一人ひとりに応じた丁寧な関わりを行っており、乳児期においては保育者との深い愛着関係による大人への信頼感の醸成、幼児期は大人への信頼感をベースとして友だちとの良好な関係構築や主体性・社会性の基礎を大きく開花できるような保育を重視している。乳児の保育室には、粗大運動が常にできるように、大型マットを設置しているほか、多目的で活用できる遊戯室や日当たりのよい屋上テラスを備え、子どもたちが安全な環境のもとのびのびと成長できる環境となっている。また、1日の中で子どもが自由に主体的に遊べる時間を確保しており、幼児はままごとコーナーや製作コーナー、絵本コーナー、ブロックコーナーなど、各コーナーを設定している。また、個々の遊びが独立することなく、保育士が遊びや関心を広げられるような働きかけを行う工夫を行っている。玩具や絵本は、子どもが自由に取り出せるような収納の工夫を行っており、子どもの様子や発達に応じて、適宜入れ替えや追加を行う体制としている。子どもへの声掛けについても、子どもから言葉を引き出せるように問いかけるような声掛けとすることで、指導的な声掛けにならないように配慮した保育を展開している。

22	<p>身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■ 散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■ 地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■ 季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
----	--------------------------------------	--

(評価コメント)
 近隣の公園など安全に出かけられる場所をマップ化した「お散歩マップ」を作成しており、戸外遊びを通じて日常的に地域や社会に関わる機会を創出している。戸外遊びでは、四季折々の季節の変化を感じたり、近隣の方へのあいさつや交通マナー・社会のルールなどを丁寧に教えることで、社会性の基礎を培うことが目指されている。また、夏野菜の栽培や当番活動での水やり・観察・収穫などを行うなかで、季節感や命の大切さなどを育む取り組みを行っている。各種製作活動についても季節感の感じられるような題材をテーマとして取り組んでおり、四季の変化や自然物への興味関心を、楽しみながら獲得できる体験となっている。また、七夕や夏祭り・クリスマス・節分・ひな祭りなど、各種季節行事・伝統行事も積極的に実施し、行事の意味などについても丁寧に説明しているほか、今年度は系列園と合同で近隣小学校の体育館を活用した運動会を開催した。年長児は、公共交通機関等を利用した卒園遠足を実施しており、子どもたちが行きたい場所を話しあい決め、お友だちとの思い出作りと、社会体験の機会としている。子どもの情緒豊かな感性を育むことが目指されている。

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育士の言葉かけは、子どもたちがより良い人間関係を築く上での重要な要素であるという考えに基づき、関わり方や声掛けについて、定期的なカンファレンスや職員会議等を通じて振り返りや研修を重ねている。また、遊びや生活の中でルールがあることを知ったり、ルールのある遊びを取り入れ、自分の気持ちを調整し友達と折り合いを付けながら、道徳性・規範意識の芽生えが身につくようにしている。子ども同士のトラブルがあった際には、保育者が仲立ちとなって解決することを基本とし、幼児については子ども同士で考えて解決できるように見守ることで、相手の気持ちに気付くような関わりが目指されている。幼児クラスは、当番活動の内容も自分たちで考えて取り組む形としており、役割を果たすことの大切さや、小さいクラスの子どものお手伝いをしたりするなかで、誰かのために何かの役に立つことに喜びを感じられるような感性の育ちが目指されている。朝・夕の合同保育の時間帯やお散歩など、活動内容に応じて、異年齢での交流も行っており、人間関係の向上や人間力の育成という保育目標の実現に取り組んでいる。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮を必要とする子どもへの支援は、発達の度合いに応じた個別の指導計画を立案し、職員会議や昼礼・カンファレンスなどを通じて子どもの様子や対応方法などを職員間で共有している。気になる園児への支援についても、職員間で発達に関する情報を共有するとともに、担任保育士が行政の専門職による巡回指導を受けたり、系列の発達支援事業所の専門職などによる助言を担当が受けたりすることで、個別の指導計画に反映して保育に活かしている。また保護者とも密に連携を取り、子育てに関する不安を抱えている際など、必要に応じて個別面談の時間を持つようにして、安心して子育てができる環境作りに取り組んでいる。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>延長保育については、個々の体調や長時間の利用による園児の疲労等も考慮し、水分の提供や気軽に横になれるマットを保育室内に設置し、必要に応じて休息の声掛けを行っている。延長保育は、シフト制により全職員が関わる体制としており、引き継ぎ事項は引き継ぎ簿を通じて伝達し、お迎えにきた保護者に適切に伝える体制を整えるとともに、アプリのチャットによる連絡も活用して、適切に申し送りが行える体制としている。また延長保育時は、幼児・乳児と分けて保育を行い、人数が少なくなると1つのクラスにする対応をとっており、長時間の利用でもお友だち同士で遊びながら、楽しくゆったりと過ごすことができるように配慮している。</p>		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>園での生活や遊びを、親子で楽しみながら体験したり、保護者同士の親睦などを目的としてクラス別での保育参加・懇談会を企画し、定期的実施している。また保護者の意向を丁寧に把握するため、個人面談の実施やエントランスへの意見箱の設置を行っている。行事の際のアンケートや年度末アンケートなど積極的に実施し、結果を保護者会や手紙で園長が説明している。また、毎月、園日より、保健日より、ばくばくだより(給食だより)、献立表などもアプリを通じて発信することで、保護者が必要な情報をいつでも確認できる体制としている。更に、9月と3月に半年間の保育の内容と成長の様子を記録したAIAIレポートを作成し配付して保護者と情報共有している。就学に向けては、年長児による小学校訪問・1年生との手紙のやりとり等を行って交流を深めることで、子どもが就学することを楽しみに感じられるような取組みが目指されている。年長の担任による保育要録の送付や教員との情報共有も行っている。</p>		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>園児の受け入れ時には、保護者からの申し送りや視診による健康観察及び検温を行い、保育日誌にその内容を記録している。また、年2回の嘱託医による内科検診と歯科検診を行い、その結果を発達経過記録に記載して家庭と共有することで子どもの健康維持を図っている。事前に保護者から医師に相談したいことを明記してもらい、健診時に医師に伝えてもらう体制としている。健診により気になる点が確認された場合には、保育者が医師から内容を確認し、保護者に申し送りを行う体制となっている。また毎月、身体測定を行い、成長曲線や乳幼児の発育状態の程度を表すカウプ指数の把握を行っており、年度末には「成長記録のグラフ」を保護者にお渡しすることで、子どもの成長を共有している。午睡時には全園児を対象にSIDSチェックを行い、アプリと保育日誌に記録するほか、不適切な養育の兆候や虐待の有無も含めて、子どもの様子を見て気になる事項があった場合には、必要に応じて児童相談所等の関係機関に連絡する対応を行っている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>急な体調不良などに備えて、事務室の中に医務スペースが設けられており、救急用の薬品や材料等を常備して適切な処置が行える体制を整えている。保育中に体調が悪くなったり、ケガが発生した場合には、状態に応じて保護者に連絡をし、必要に応じて主治医や嘱託医などの協力を得ている。感染症に関する情報は、自治体・嘱託医等から情報を得て、アプリのチャット機能や園内への掲示・園だより等により、保護者に伝えている。園内で感染症が発生した際も、自治体や保健所への報告を行い、専門的な知見からの助言をうけるとともに、保護者にも周知している。1年を通じて水分補給を徹底し、子ども及び職員の手洗い・うがいの励行で病気の予防をしているほか、研修によって職員が下痢や嘔吐処理に的確に対応できる体制を整えている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>食育に関する計画は、1年を4期に分けて1歳児から5歳児までを対象として栄養士が立案しており、毎月開催する給食会議を通じて、内容の評価や検討を行っている。園では、屋上庭園にプランターを設置し、夏野菜の栽培活動や収穫・調理・喫食までを一連の流れの中で取り組める体制としており、子どもが体験や経験を通して楽しみながら食べ物への関心を高め、作る人や自然の恵みに対する感謝の気持ちを育む食育が行われている。食物アレルギーのある子には個別の献立表を渡し、保護者の承認を得た上で除去または代替えによる対応を行っている。マニュアルに従って色分けされたトレーで配膳するとともに、給食担当と保育士が情報共有することで万全を期している。給食のメニューは、カラー写真を掲載したカレンダー形式の献立表を配信している。全国を対象とした給食に関する大会にも出場しており、提供する給食の品質と調理の専門性を高める取り組みを、組織として積極的に行っている。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>衛生管理マニュアルがありシーリングファン、加湿器、空気清浄機、エアコンの使用や定期的な換気などにより快適に過ごせるようにしている。冬季には床暖房も活用し、湿度を維持しながら、快適な温度を保てるように配慮している。保育室及び共用部は次亜塩素酸消毒液を使用して毎日消毒作業を行い、子どもたちが使う玩具、とりわけ乳児に関しては口に入れても大丈夫なように毎日消毒し、十分な衛生管理を行っている。子どもの手洗いに関しては、30秒の手洗いを指導し、使い捨てのペーパータオルを使用することで、衛生面と健康面に配慮している。食事の際や、遊んだ後の手洗い・うがい等に関しても徹底した指導がなされており、園での生活を通じて健康を維持するための習慣が、自然と身につくような取り組みが目指されている。</p>		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■ 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■ 設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■ 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の安全管理の取り組みとして「事故対応マニュアル」の整備、園内へのAED設置と使用方法の研修、遊具や園の設備の週1回の点検実施などを行っている。事故発生時や子どもが怪我をした場合は、事故報告書に状況を記録し法人本部に提出するほか、職員会議において事故の要因分析と再発防止策の検討を行い、内容を周知している。ヒヤリハットの事例についても、改善点などを昼礼や職員会議を通じて共有し、事故を未然に防ぐ取組が目指されている。散歩に出かける際は、園外散歩記録と点呼表を記載し、横断旗や笛・連絡用の電話を携帯することで、安全対策を講じている。不審者対策としては、園内の各保育室及びエントランスを映す防犯カメラが設置されているほか、不審者対応の訓練も定期的実施し、職員の対応力強化を図っている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■ 定期的に避難訓練を実施している。 ■ 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■ 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■ 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>非常災害時にも各職員・子どもが的確な行動できるように避難訓練を毎月実施し、子どもの安全を確保し避難誘導等の措置を講じることができる体制を整えている。訓練実施後は評価や反省を行い、次月の訓練へと繋げているほか、年に2回は消防署との連携のもとで総合避難訓練を実施し、実際に全園児で第一避難場所・第二避難場所までの避難も行うことで、園舎の周辺環境を考慮した実効性のある災害対応力強化が図られている。災害時の各家庭への連絡は、メールやブログを通じて情報を伝える仕組みとなっており、重要事項説明書の中で、避難場所の情報などとともに連絡手段を明示して、入園時に保護者に説明している。防災備蓄品に関しては、資器材及び水・軽食等を一定量備えており、万が一の際にも園児及び関係者の安心と安全が確保できる体制を整えている。園内には、自動火災通報装置が設置されており、火災時の消防署への通報が迅速になされる体制となっている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の子育てニーズを把握している。 ■ 子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■ 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■ 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■ 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地域の子育て世帯の方が幅広く参加できる「保育体験・子育て相談会」を定期的開催し、ふれあい遊びや製作活動を通じて園の設備や特徴的な保育を体験したり、子育てに関する悩みへの相談に応じることで、地域における子育て支援を行っている。日常的な地域との関わりとしては、お散歩時に近隣住民の方々や挨拶を交わしたりするほか、近隣の小学校との連携を図ることで、地域ニーズの把握に努めている。園のエントランスには、自治体の発行する子育てに関する案内や、近隣の社会資源の一覧、子育てに関する各種団体等のチラシなどを設置し、子育て情報の提供を行っている。また、既に実施している近隣の小規模保育所との交流についても、新型コロナが終息したら一層連携を強化し、子どもたちの交流や体験の幅を広げながら「一人でも多くの子どもが人間が生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ、笑顔と元気が溢れた園を創造する」という園の保育理念の更なる実現に向けて取り組む見通しである。</p>		